

Int. Cl. <sup>3</sup>	識別記号	庁内整理番号
C 08 L 23/28	CAF	6609-4J
C 08 K 5/37	CAF	7342-4J
5/40	CAF	7342-4J
5/51	CAF	7342-4J

特許第 9 3 2 1 8 9 号 ( 特公昭 5 3 - 1 0 0 9 9 号 ) に関する訂正の審判請求事件

⑬公告 昭 59.1.7 審判請求 昭 54.6.14 審判番号 昭 54 - 6464

⑭請求人 大阪曹達株式会社 大阪市西区江戸堀 1 丁目 1 0 番 8 号

⑮代理人 門多 透 ( 全 7 頁 )

⑯ 塩素化ポリエチレンの架橋組成物

審判請求の要旨

本件審判請求の要旨は、特許第 9 3 2 1 8 9 号発明の明細書第 1 3 頁 ( 特公昭 5 3 - 1 0 0 9 9 号公報第 4 頁 ) 第 1 表を本件審判請求書に添付された訂正明細書のとおり、すなわち、前記第 1 表

の比較例 5、参考例 4 および実施例 5 におけるトリチオシアヌル酸の欄に記載された配合量「1」を、誤記の訂正を目的として、削除し、それぞれ一段下の硫黄の欄の配合量「1」に訂正しようとするものである。

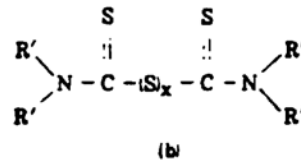
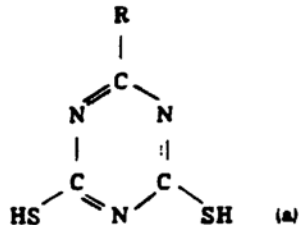
訂 正 明 細 書

⑯ 塩素化ポリエチレンの架橋組成物

⑰ 特許請求の範囲

1 下記(A)および(B)を含むことを特徴とする塩素化ポリエチレンの架橋組成物。

- (A) カルボン酸類、シアヌル酸類、フェノール類、アルコール類、芳香族アミン類、金属塩類より選ばれた物質と、ヘキサメチルホスホリツクトリアミドとから形成される錯化合物。
- (B) 下記一般式(a)で表わされるメルカプトトリアジン類、硫黄、下記一般式(b)で表わされるテトラムスルフイッド類より選ばれた 1 つまたは 2 以上の物質



但し、式(a)において、Rはメルカプト基、アルキルアミノ基、ジアルキルアミノ基、シクロアルキルアミノ基、ジシクロアルキルアミノ基、アリーールアミノ基、N-アリーール-N-アルキルアミノ基、アルコキシ基からなる群に属する基である。式(b)においてRは炭素数1~5のアルキル基であり、同一のNに結合している2つのRは連結して環を形成してもよい。また式(b)におけるxは1~4の正数である。

発明の詳細な説明

本発明は塩素化ポリエチレンの改善された架橋組成物に関する。更に詳細には、下記(A)および(B)